

(第15号議案)

中野区事務手数料条例の一部を改正する条例について

旅館業法及び建築基準法の改正等に伴い、中野区事務手数料条例を次のように改正する。

- 1 旅館業法の改正に伴う規定整備(別表第2の9の項)  
「ア ホテル営業 イ 旅館営業」を「ア 旅館・ホテル営業」に改める。
- 2 都市計画法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付に係る事務手数料の単位の改正(別表第2の80の項)  
事務手数料の単位を「用紙1枚」から「1件」に改める。
- 3 建築基準法の改正に伴う規定整備
  - (1) 引用する条文の項の移動が生じたため規定を整備する。(別表第2の97の項)
  - (2) 「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。(別表第2の99の2、100、106、108の2、109、114、121の項)
- 4 施行日
  - (1) 上記1 平成30年6月15日
  - (2) 上記2 公布の日
  - (3) 上記3 平成30年4月1日

(第15号議案)

中野区事務手数料条例(昭和33年中野区条例第2号)新旧対照表

改正案				現行			
第1条～第6条 (略)				第1条～第6条 (略)			
附則 (略)				附則 (略)			
別表第1 (略)				別表第1 (略)			
別表第2 (第2条関係)				別表第2 (第2条関係)			
	事務	名称及び額	徴収時期		事務	名称及び額	徴収時期
1～ 8の2	(略)	(略)	(略)	1～ 8の2	(略)	(略)	(略)
9	旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の規定に基づく旅館業の許可の申請に対する審査	旅館業許可申請手数料 ア <u>旅館・ホテル営業</u> 22,000円  イ 簡易宿所営業 11,000円 ウ 下宿営業 11,000円	許可申請のとき	9	旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の規定に基づく旅館業の許可の申請に対する審査	旅館業許可申請手数料 ア <u>ホテル営業</u> 22,000円 イ <u>旅館営業</u> 22,000円 ウ 簡易宿所営業 11,000円 エ 下宿営業 11,000円	許可申請のとき
10～ 79	(略)	(略)	(略)	10～ 79	(略)	(略)	(略)
80	都市計画法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付	開発登録簿の写しの交付手数料 <u>1件につき</u> 700円	交付申請のとき	80	都市計画法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付	開発登録簿の写しの交付手数料 <u>用紙1枚につき</u> 700円	交付申請のとき

81～ 96	(略)	(略)	(略)
97	建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、 <u>第12項ただし書又は第13項ただし書</u> (同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	用途地域における建築等許可申請手数料 180,000円	許可申請のとき
98・ 99	(略)	(略)	(略)
99の 2	建築基準法第53条第4項の規定に基づく建築物の <u>建蔽率</u> に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の <u>建蔽率</u> の特例許可申請手数料 36,000円	許可申請のとき
100	建築基準法第53条第5項第3号の規定に基づく建築物の <u>建蔽率</u> に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の <u>建蔽率</u> に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料 36,000円	許可申請のとき
101 ～ 105	(略)	(略)	(略)

81～ 96	(略)	(略)	(略)
97	建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、 <u>第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書又は第12項ただし書</u> (同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	用途地域における建築等許可申請手数料 180,000円	許可申請のとき
98・ 99	(略)	(略)	(略)
99の 2	建築基準法第53条第4項の規定に基づく建築物の <u>建ぺい率</u> に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の <u>建ぺい率</u> の特例許可申請手数料 36,000円	許可申請のとき
100	建築基準法第53条第5項第3号の規定に基づく建築物の <u>建ぺい率</u> に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の <u>建ぺい率</u> に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料 36,000円	許可申請のとき
101 ～ 105	(略)	(略)	(略)

106	建築基準法第59条第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、 <u>建蔽率</u> 、 <u>建築面積</u> 又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	高度利用地区における建築物の容積率、 <u>建蔽率</u> 、 <u>建築面積</u> 又は壁面の位置の特例許可申請手数料 160,000円	許可申請のとき
107 ・108	(略)	(略)	(略)
108 の2	建築基準法第60条の2第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、 <u>建蔽率</u> 、 <u>建築面積</u> 、高さ又は壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	都市再生特別地区内の建築物の容積率、 <u>建蔽率</u> 、 <u>建築面積</u> 、高さ又は壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料 160,000円	許可申請のとき
109	建築基準法第68条の3第1項の規定に基づく建築物の容積率、同条第2項の規定に基づく建築物の <u>建蔽率</u> 又は同条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	再開発等促進区等内の建築物の容積率、建築物の <u>建蔽率</u> 又は建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 28,000円	認定申請のとき
110 ～ 113	(略)	(略)	(略)
114	建築基準法第68条の5の6の規定に基づく建築物の <u>建蔽率</u> の特例の認定の申請に対する審査	地区計画等の区域内の建築物の <u>建蔽率</u> の特例認定申請手数料 28,000円	認定申請のとき
115 ～ 120	(略)	(略)	(略)

106	建築基準法第59条第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、 <u>建ぺい率</u> 、 <u>建築面積</u> 又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	高度利用地区における建築物の容積率、 <u>建ぺい率</u> 、 <u>建築面積</u> 又は壁面の位置の特例許可申請手数料 160,000円	許可申請のとき
107 ・108	(略)	(略)	(略)
108 の2	建築基準法第60条の2第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、 <u>建ぺい率</u> 、 <u>建築面積</u> 、高さ又は壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	都市再生特別地区内の建築物の容積率、 <u>建ぺい率</u> 、 <u>建築面積</u> 、高さ又は壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料 160,000円	許可申請のとき
109	建築基準法第68条の3第1項の規定に基づく建築物の容積率、同条第2項の規定に基づく建築物の <u>建ぺい率</u> 又は同条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	再開発等促進区等内の建築物の容積率、建築物の <u>建ぺい率</u> 又は建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 28,000円	認定申請のとき
110 ～ 113	(略)	(略)	(略)
114	建築基準法第68条の5の6の規定に基づく建築物の <u>建ぺい率</u> の特例の認定の申請に対する審査	地区計画等の区域内の建築物の <u>建ぺい率</u> の特例認定申請手数料 28,000円	認定申請のとき
115 ～ 120	(略)	(略)	(略)

121	建築基準法第86条の6第2項の規定に基づく建築物の容積率、 <u>建蔽率</u> 、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、 <u>建蔽率</u> 、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 28,000円	認定申請のとき
121 の2 ～ 131	(略)	(略)	(略)

別表第3 (略)

附 則

- 1 この条例中別表第2の80の項の改正規定及び次項の規定は公布の日から、同表97の項並びに99の2の項、100の項、106の項、108の2の項、109の項、114の項及び121の項の改正規定は平成30年4月1日から、同表9の項の改正規定は同年6月15日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の9の項の規定は、旅館業法の一部を改正する法律（平成29年法律第84号）附則第5条第1項の規定による許可の申請に対する審査の事務に係る中野区事務手数料条例第1条に規定する事務手数料についても適用があるものとする。

121	建築基準法第86条の6第2項の規定に基づく建築物の容積率、 <u>建ぺい率</u> 、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、 <u>建ぺい率</u> 、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 28,000円	認定申請のとき
121 の2 ～ 131	(略)	(略)	(略)

別表第3 (略)